

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第17回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016年5月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

オーストラリアにおける保険契約

オーストラリアなどのコモン・ロー諸国における重要論点として、損害を填補する契約が「保険または保証のいずれに該当するか」というものがあります。今年、連邦裁判所は、「損害填補条項の解釈に疑義がある場合、填補者に有利な解釈を行う」という保証（suretyship）に適用される法理論が、保険契約には適用されないとの判決を出しました。また、認可なしに保険事業を行うと刑事制裁の対象となりますので、規制上の観点からも、保険契約の該当性を注意深く検討しておく必要があります。

保険契約として性質決定をするには、「保険者が、金銭的な対価と引き換えに、特定の事象の発生を条件として、保険金受取人に対して金銭その他の便益を支払うことを約すること」という基準が用いられますが、この基準ではうまく説明できない契約形態もあるため、典型的ではない契約を扱う場合には、さらに掘り下げる必要があります。

また、特筆すべき保険の制定法として、テロリズム保険法（Terrorism Insurance Act 2003）が挙げられます。同法では、連邦財務省が特定の事件をテロ行為と宣言することで、適格保険契約を除き、保険金請求の範囲が制限されます。2014年末に発生したシドニー市内でのイスラム過激派による人質事件では、同法が適用されました。

[保険契約全般](#)および[テロリズム保険法](#)に関する原文（英語）へのリンクはこちら

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

2016/17 年度予算案 – 多国籍企業の租税回避対策など

連邦政府は、年間連結売上高が 10 億豪ドル以上の多国籍企業が意図的に税率の低い海外に利益を移転した場合、2017 年 7 月 1 日以後の適当な時期から、迂回利益税 (Diverted Profit Tax (DPT)) として迂回した利益に対し 40% を課税することを明らかにしました。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

2016/17 年度予算案 – フィンテック企業などに投資するベンチャーキャピタルに関する租税特別措置

連邦政府は、フィンテックやバンキング、保険を事業内容とする企業に投資するベンチャーキャピタルの税負担を軽減する予定です。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

環境保護法の改正 (QLD 州) – 環境保護命令の対象範囲の拡大

クイーンズランド州では、環境保護法 (Environmental Protection Act 1994) を改正する Chain of Responsibility Act 2016 が成立しました。これにより、本来は環境保護義務を負わない関係者に対しても、一定の場合には環境保護命令が出され、環境責任が鎖 (チェーン) のようにつながられる可能性があります。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

プロバイダー業者は、映画の違法共有をした個人の特定情報の開示を拒めるのか?

映画「ダラス・バイヤーズクラブ」を違法共有した 4,726 人に対して損害賠償を求めため、映画の著作権者である原告がプロバイダー業者に対し、この 4,726 人を特定する情報の開示を求めている裁判で、連邦裁判所は開示を認めない決定をしました。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

牛肉のサプライチェーンに関する市場調査報告書

オーストラリア競争消費者委員会 (ACCC) は、牛肉市場における効率性および競争力の解明を目的とした牛肉のサプライチェーンに関する市場調査報告書を公表しました。パブリック・コンサルテーションを経て、2016 年 11 月に最終報告書が公表される予定です。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

温室効果ガス排出量を抑えるセーフガード・メカニズムについて

今年 4 月 22 日に、175 の国や地域によって温暖化対策の新枠組みである「パリ協定」が署名され、オーストラリアは 2030 年までに温室効果ガス排出量を 2005 年時点よりも 26%から 28%削減する目標を定めました。このトピックでは、温室効果ガス排出量を抑える仕組みとして、今年 7 月 1 日から開始するセーフガード・メカニズムについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ACT 州における温室効果ガスの純排出量ゼロへの動き

オーストラリア首都特別地域（ACT）州では、2050 年までに温室効果ガスの「純」排出量をゼロまで削減する目標を定めた Renewable Energy Legislation Amendment Act 2016 が成立しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

道路ネットワークの新たなファンディングモデル

最近の調査で、世界 12 位の経済国であるオーストラリアの道路インフラの品質は、世界 43 位にランク付けされました（日本は 10 位です）。このトピックでは、経済規模に比して見劣りするオーストラリアの道路ネットワークについて、パフォーマンスの改善を見込むことのできる新たなファンディングモデルを検討します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

1. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015 年 12 月 8 日にシドニー日本商工会議所、また、2015 年 12 月 16 日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015 年 12 月 1 日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪EPA締結に続きTPPが大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～1ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 （「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4）

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の留意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization（ARES）（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴

木弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事は[こちら](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 （「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

4. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

5. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の実務にも活用できるよう、実務面もカバーしています。

6. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 （ジュリスト 2014年4月号～6月号）

有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回ではオーストラリアの投資規制の概要とその近況について、第二回ではオーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、第三回ではオーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について、それぞれ紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 樋口彰
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ahiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。